

議案第2号

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例案

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定により、桐生市教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 青少年の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること(学校における体育並びに新里地区及び黒保根地区における社会体育に関するものを除く。)
- (3) 文化財の保護に関すること(桐生市伝統的建造物群保存地区、桐生市近代化遺産絹拵記念館及び桐生市有隣館に関することに限る。)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(桐生市青少年センター設置等に関する条例の一部改正)

第3条 桐生市青少年センター設置等に関する条例(昭和40年桐生市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会が市長と協議して当該委員会」を削る。

(桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例(昭和50年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第3項を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第7条とする。

別表中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

(桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第175号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条第2項を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第12条とする。

別表中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

(桐生市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第6条 桐生市青少年問題協議会設置条例(昭和41年桐生市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第9条中「教育委員会事務局」を「子どもすこやか部」に改める。

(桐生市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第7条 桐生市スポーツ推進審議会条例(昭和59年桐生市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、「し、及びこれらの事項について教育委員会に建議」を削る。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、「又は任命」を削り、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会事務局」を「市民生活部」に改める。

第9条中「教育長」を「市長」に改める。

(桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長(桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(令和2年桐生市条例第 号)第2号に規定する地区の体育施設については教育委員会。以下「教育委員会が管理する体育施設」という。)」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2項中「使用料」を「教育委員会が管理する体育施設の使用料」に改め、同条第3項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第3号中「教育委員会において」を「市長が」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(読替規定)

第16条 教育委員会が管理する体育施設についての第4条から第10条まで、第12条、第13条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(桐生スケートセンター条例の一部改正)

第9条 桐生スケートセンター条例(昭和47年桐生市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、「、第3条の規定にかかわらず」を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第8条及び第9条」を「第7条及び第8条」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

別表中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

(桐生境野球場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 桐生境野球場の設置及び管理に関する条例(昭和51年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、「、第3条の規定にかかわらず」を削り、同条を第9条とする。

第11条第1項第3号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第4条、第5条及び第6条第1項」を「第3条、第4条及び第5条第1項」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

別表中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

(桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第11条 桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成20年桐生市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「及び教育委員会」を削り、同条第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「(市長にあつては、第8号に定める基準)」を削る。

第6条中「及び教育委員会」を削る。

第7条中「及び教育委員会」を削る。

第8条第1項中「及び教育委員会」を削り、同条第2項中「及び教育委員会」を削る。

第11条第1項中「教育委員会」を「産業経済部」に改め、同条第2項中「及び教育委員会」を削る。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「及び教育委員会」を削る。

(桐生市近代化遺産絹襷記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 桐生市近代化遺産絹襷記念館の設置及び管理に関する条例(平成8年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「市長は、市内の学校が教育活動として観覧するときは、第7条」を「市長が特に必要と認めるときは、第6条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第11条とする。

別表中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

(桐生市有隣館条例の一部改正)

第13条 桐生市有隣館条例(平成7年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3号中「教育委員会において」を「市長が」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条第2項を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第12条とする。

別表第1中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例案

組織機構改革を実施するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定しようとするものです。